



2023年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社シンニッタン
代 表 者 代表取締役社長 平山 泰行
(コード番号 6319 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役グループ戦略部長 高橋 克夫
電 話 044-200-7812

株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2023年3月1日（水）
(2)	処分する株式の種類および数	普通株式400,000株
(3)	処 分 価 額	1株につき金235円
(4)	処 分 総 額	94,000,000円
(5)	処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2018年2月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入しております。（本制度の概要につきましては、2018年2月14日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

今般、当社は従業員のインセンティブをさらに強化すべく、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2022年9月30日現在の発行済株式総数55,000,000株に対し

0.73% (2022年9月30日現在の総議決権個数368,268個に対する割合1.09% (いずれも小数点第3位を四捨五入)) となります。

※追加信託の概要

追加信託日	2023年3月1日 (予定)
追加信託金額	94,000,000円 (予定)
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	400,000株
株式の取得日	2023年3月1日 (予定)
株式取得方法	当社の自己株式処分 (本自己株式処分) を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間 (2023年1月11日から2023年2月10日まで) の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である235円 (円未満切捨) といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額235円については、取締役会決議日の直前営業日の終値245円に対して95.92%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均226円 (円未満切捨) に対して103.98%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均221円 (円未満切捨) に対して106.33%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上